

1 歩道等

▶ 整備基準抜粋

歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。
- ウ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。
- エ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。
- オ 歩道等は、縁石、防護柵等により車道と明確に分離すること。
- カ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。
- キ 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
- ク 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 車道との境界部分の段差は、2センチメートル以下とすること。
 - (イ) すりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

- ア 表面
 - ・ 雨天時に路面が濡れることで滑りやすくなることから、滑りにくく水はけのよい仕上げとする必要がある。
- イ 幅員
 - ・ 幅員200cmは、車いす使用者同士が通行しながらすれ違うことのできる寸法
- ウ 縦断こう配
 - ・ 5%とは、車いす使用者が通行可能なこう配
 - ・ 8%とは、車いす使用者が自力で通行することのできる限界こう配
- エ 横断こう配
 - ・ 車いす使用者の走行、高齢者等に配慮するとともに、歩道の排水のため最大2%としている。
- オ 歩車の分離
 - ・ 安全で円滑な移動を確保するため、歩道と車道を明確に分離する必要がある。
 - ・ 特に視覚障害者は、歩車道境界を白杖と足で認知することから、視覚障害者が歩道から逸脱しないように連続的に縁石を設置する等により歩車道境界を明示する。
- カ 交差点等で歩道と車道とが接する部分
 - ・ 段差2cmとは、車いす使用者が通行可能であり、かつ、視覚障害者が歩道境界部を白杖や足で認知できる高さ